○果実飲料についての検査方法(昭和37年3月22日農林省告示第360号)

改

(下線部分は改正部分)

1 検査は、抽出して行う。

2 (略)

3 第1種検査方法

(1) 抽出の割合

品種が同一と認められる果実飲料の2日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に2個のかん、びんその他の容器を抽出し、それぞれのかん、びんその他の容器から濃縮果汁の場合にあっては100g、その他の果実飲料の場合にあっては200gを採取して試料とする。

īĒ.

後

(2) 検査に係る格付の基準

試料の単位体ごとに当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を<u>行い</u>、その結果、当該試料の単位体の<u>全て</u>が当該日本農林規格に定める合格の標準に適合するときは、当該検査荷口の果実飲料を合格に格付する。

4 第2種検査方法への移行

3に定めるところにより検査を<u>行った</u>結果、その検査荷口の果実飲料が連続して5回合格に<u>格付</u>されたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、5に定めるところによるものとする。

- 5 第2種検査方法
- (1) 抽出の割合

4の規定により抽出の割合及び検査に係る格付の基準が5に定めるところによることと<u>なった</u> 果実飲料でその品種が同一と認められるものの15日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口 から3の(1)の規定に進じて2個の試料を抽出する。

(2) (略)

6 第1種検査方法への移行

5に定めるところにより検査を<u>行った</u>結果、合格に<u>格付</u>されない検査荷口が<u>あった</u>ときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3に定めるところによるものとする。

1 検査は、抽出して行なう。

2 抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3から6までに定めるところによる。

改

- 3 第1種検査方法
- (1) 抽出の割合

品種が同一と認められる果実飲料の2日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に2個のかん、びんその他の容器を抽出し、それぞれのかん、びんその他の容器から濃縮果汁の場合にあつては100g、その他の果実飲料の場合にあつては200gを採取して試料とする。

TE.

前

(2) 検査に係る格付の基準

試料の単位体ごとに当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を<u>行ない</u>、その結果、当該試料の単位体の<u>すべて</u>が当該日本農林規格に定める合格の標準に適合するときは、当該検査荷口の 果実飲料を合格に格付けする。

4 第2種検査方法への移行

3に定めるところにより検査を<u>行なつた</u>結果、その検査荷口の果実飲料が連続して5回合格に<u>格付け</u>されたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、5に定めるところによるものとする。

- 5 第2種検査方法
- (1) 抽出の割合

4の規定により抽出の割合及び検査に係る格付の基準が5に定めるところによることと<u>なつた</u>果実飲料でその品種が同一と認められるものの15日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から3の(1)の規定に進じて2個の試料を抽出する。

(2) 検査に係る格付の基準 3の(2)に同じ。

6 第1種検査方法への移行

5に定めるところにより検査を<u>行なつた</u>結果、合格に<u>格付け</u>されない検査荷口が<u>あつた</u>ときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3に定めるところによるものとする。

ベーコン類、ハム類、プレスハム及びソーセージについての検査方法の一部を改正する件 新旧対照表 ○ベーコン類、ハム類、プレスハム及びソーセージについての検査方法(昭和37年4月12日農告第517号)

īE.

後

改

(下線部分は改正部分)

1 • 2 (略)

3 第1種検査方法

(1) 抽出の割合

(略)

事項		抽 出	個 数	
	検査荷口の大きさ	ベーコン類又はハム類	プレスハム又はソーセージ	
記号				
	(個)	(略)	(略)	
A	2- 800			
В	801-1, 300			
С	1, 301-3, 200			
D	3, 201-8, 000			
E	8,001以上			

(2) 検査に係る格付の基準

試料の単位体ごとに当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を行い、その結果、当該試料の単位体の全てが当該日本農林規格に定める合格の標準に適合するときは、その検査荷口のベーコン類等を合格に格付する。

4 第2種検査方法への移行

3に定めるところにより検査を行った結果、その検査荷口のベーコン類等が連続して7回合格に 格付されたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に 係る格付の基準は、5に定めるところによるものとする。

- 5 第2種検査方法
- (1) (略)
- (2) 検査に係る格付の基準

- 1 検査は、抽出して行う。
- 2 抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3から6までに定めるところによる。

改

- 3 第1種検査方法
- (1) 抽出の割合

原料及び製造条件が同一と認められる同一品種のベーコン類、ハム類、プレスハム又はソーセージ(以下「ベーコン類等」という。)の1日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に次の表の中欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従いそれぞれ同表の右欄に掲げる抽出個数のベーコン類等を試料として抽出する。

TË.

	事 項		抽 出	個 数
		検査荷口の大きさ	ベーコン類又はハム類	プレスハム又はソーセージ
記	号			
		(個)	(個)	(個)
	A	<u>2- 800</u>	1	1
	В	801-1,300	1	1
	C	<u>1,301-3,200</u>	1	2
	D	<u>3, 201—8, 000</u>	2	3
	E	8,001以上	3	5

(2) 検査に係る格付の基準

試料の単位体ごとに当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を行い、その結果、当該試料の単位体の全てが当該日本農林規格に定める合格の標準に適合するときは、その検査荷口のベーコン類等を合格に格付けする。

4 第2種検査方法への移行

3に定めるところにより検査を行った結果、その検査荷口のベーコン類等が連続して7回合格に 格付けされたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査 に係る格付の基準は、5に定めるところによるものとする。

- 5 第2種檢查方法
- (1) 抽出の割合

4の規定により抽出の割合及び検査に係る格付の基準が5に定めるところによることとなったベーコン類等で同一の品種群(ベーコン類及びハム類、プレスハム及びソーセージ又は混合ソーセージの別をいう。)に属し、7日間に製造されたものの製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に1個のベーコン類等を試料として抽出する。

(2) 検査に係る格付の基準

試料につき当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を行い、その結果、当該試料が当該日本農林規格に定める合格の標準に適合するときは、その検査荷口のベーコン類等を合格に<u>格付</u>する。

6 第1種検査方法への移行

5に定めるところにより検査を行った結果、合格に<u>格付</u>されない検査荷口があったときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3に定めるところによるものとする。

試料につき当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を行い、その結果、当該試料が当該日本農林規格に定める合格の標準に適合するときは、その検査荷口のベーコン類等を合格に<u>格付け</u>する。

6 第1種検査方法への移行

5に定めるところにより検査を行った結果、合格に<u>格付け</u>されない検査荷口があったときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3に定めるところによるものとする。

(下線部分は改正部分)

しょうゆについての検査方法

- 1 検査は、抽出して行う。
- 2 (略)
- 3 第1種検査方法
- (1) 抽出の割合

原料及び製造条件が同一と認められる同一品種の<u>しょうゆ</u>の1日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に1個を抽出し、その1個から200mlを採取して、試料とする。

TE.

後

(2) 検査に係る格付の基準

試料に係る日本農林規格に基づいて検査を<u>行い</u>、その結果、当該試料が当該日本農林規格に定める合格の標準に適合するときは、その検査荷口のしょうゆを合格に格付する。

4 第2種検査方法への移行

3に定めるところにより検査を<u>行った</u>結果、その検査荷口の<u>しょうゆ</u>が連続して5回合格に<u>格付</u>されたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、5に定めるところによるものとする。

- 5 第2種檢查方法
- (1) 抽出の割合

4の規定により抽出の割合及び検査に係る格付の基準が5に定めるところによることとなった しょうゆで品種が同一であり、30日間に製造されたものの製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に1個を抽出し、その1個から200mlを採取して試料とする。

(2) (略)

6 第1種検査方法への移行

5に定めるところにより検査を<u>行った</u>結果、合格に<u>格付</u>されない検査荷口が<u>あった</u>ときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3に定めるところによるものとする。

<u>しようゆ</u>についての検査方法

- 1 検査は、抽出して行なう。
- 2 抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3から6までに定めるところによる。
- 3 第1種檢查方法
- (1) 抽出の割合

原料及び製造条件が同一と認められる同一品種の<u>しようゆ</u>の1日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に1個を抽出し、その1個から200<u>ミリリツトル</u>を採取して、試料とする。

īE.

前

(2) 検査に係る格付の基準

試料に係る日本農林規格に基づいて検査を<u>行ない</u>、その結果、当該試料が当該日本農林規格に 定める合格の標準に適合するときは、その検査荷口のしようゆを合格に格付けする。

4 第2種検査方法への移行

3に定めるところにより検査を<u>行なつた</u>結果、その検査荷口の<u>しようゆ</u>が連続して5回合格に<u>格</u>付けされたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、5に定めるところによるものとする。

- 5 第2種検査方法
- (1) 抽出の割合

4の規定により抽出の割合及び検査に係る格付の基準が5に定めるところによることと<u>なつたしようゆ</u>で品種が同一であり、30日間に製造されたものの製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に1個を抽出し、その1個から200ミリリツトルを採取して試料とする。

- (2) 検査に係る格付の基準 3の(2)に同じ。
- 6 第1種検査方法への移行

5に定めるところにより検査を<u>行なつた</u>結果、合格に<u>格付け</u>されない検査荷口が<u>あつた</u>ときはその検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3に定めるところによるものとする。

改

(下線部分は改正部分)

1 検査は、抽出して行う。

2 (略)

3 第1種検査方法

(1) 抽出の割合

原料及び製造条件が同一と認められるマカロニ、スパゲッティ、ヌードル又はバーミセリー (以下「マカロニ等」という。)の1日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に1個の外箱又は外袋を抽出し、その外箱又は外袋から1箱又は1袋(内容量が50g未満のものに<u>あって</u>は、50g以上となる数の箱又は袋)を抽出し、その箱又は袋から50gを採取して試料とする。

īE.

後

(2) 検査に係る格付の基準

試料につき、マカロニ類の日本農林規格に基づいて検査を行い、その結果、当該試料の<u>全て</u>が 当該日本農林規格に定める合格の標準に適合するときは、その検査荷口のマカロニ等を合格に格 付する。

4 第2種検査方法への移行

3に定めるところにより検査を<u>行った</u>結果、その検査荷口のマカロニ等が連続して5回合格に<u>格</u>付されたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、5に定めるところによるものとする。

- 5 第2種檢查方法
- (1) 抽出の割合

4の規定により抽出の割合及び検査に係る格付の基準が5に定めるところによることと \underline{x} ったマカロニ等で、原料及び製造条件が同一と認められるものの15日間に製造された製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に1個の外箱又は外袋を抽出し、その外箱又は外袋から1箱又は1袋(内容重量が50 \underline{g} 未満のものに \underline{b} っては、50 \underline{g} 以上となる数の箱又は袋)を抽出し、その箱又は袋から50 \underline{g} を採取して試料とする。

(2) (略)

6 第1種検査方法への移行

5に定めるところにより検査を<u>行った</u>結果、合格に<u>格付</u>されない検査荷口が<u>あった</u>ときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3に定めるところによるものとする。

- 1 検査は、抽出して行なう。
- 2 抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3から6までに定めるところによる。

改

- 3 第1種檢查方法
- (1) 抽出の割合

原料及び製造条件が同一と認められるマカロニ、スパゲッティ、ヌードル又はバーミセリー (以下「マカロニ等」という。)の1日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為 に1個の外箱又は外袋を抽出し、その外箱又は外袋から1箱又は1袋(内容量が50<u>グラム</u>未満の ものに<u>あつて</u>は、50<u>グラム</u>以上となる数の箱又は袋)を抽出し、その箱又は袋から50<u>グラム</u>を採 取して試料とする。

TE.

前

(2) 検査に係る格付の基準

試料につき、マカロニ類の日本農林規格に基づいて検査を行い、その結果、当該試料の<u>すべて</u>が当該日本農林規格に定める合格の標準に適合するときは、その検査荷口のマカロニ等を合格に格付する。

4 第2種検査方法への移行

3に定めるところにより検査を<u>行なつた</u>結果、その検査荷口のマカロニ等が連続して5回合格に 格付けされたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査 に係る格付の基準は、5に定めるところによるものとする。

- 5 第2種検査方法
- (1) 抽出の割合

4の規定により抽出の割合及び検査に係る格付の基準が 5 に定めるところによることと<u>なつた</u>マカロニ等で、原料及び製造条件が同一と認められるものの15日間に製造された製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に 1 個の外箱又は外袋を抽出し、その外箱又は外袋から 1 箱又は 1 袋(内容重量が50 <u>グラム</u>未満のものに<u>あつて</u>は、50 <u>グラム</u>以上となる数の箱又は袋)を抽出し、その箱又は袋から50 グラムを採取して試料とする。

(2) 検査に係る格付の基準 3の(2)に同じ。

6 第1種検査方法への移行

5に定めるところにより検査を<u>行なつた</u>結果、合格に<u>格付け</u>されない検査荷口が<u>あつた</u>ときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3に定めるところによるものとする。

(下線部分は改正部分)

1 検査は、抽出して行う。

2 (略)

3 第1種検査方法

(1) 抽出の割合

原料及び製造条件が同一と認められるものの1日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に1梱を抽出し、その梱から500 gの試料を採取する。ただし、タンク車又はタンク船にあっては、タンクごとに、500 gの試料を採取する。

īE.

後

(2) 検査に係る格付の基準

試料につき、食用植物油脂の日本農林規格に基づいて検査を行い、その結果、当該試料の<u>全てが当該日本農林規格</u>に定める合格の標準に適合するときは、その検査荷口の食用植物油脂を合格に格付する。

4 第2種検査方法への移行

3に定めるところにより検査を<u>行った</u>結果、その検査荷口の食用植物油脂が連続して5回合格に 格付されたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に 係る格付の基準は、5に定めるところによるものとする。

- 5 第2種検査方法
- (1) 抽出の割合

4の規定により抽出の割合及び検査に係る格付の基準が5に定めるところによることと<u>なった</u>食用植物油脂で<u>あって</u>、原料及び製造条件が同一と認められるものの<u>15</u>日間に製造された製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に500gの試料を採取する。

(2) (略)

6 第1種検査方法への移行

5に定めるところにより検査を<u>行った</u>結果、合格に<u>格付</u>されない検査荷口が<u>あった</u>ときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3に定めるところによるものとする。

- 1 検査は、抽出して行なう。
- 2 抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3から6までに定めるところによる。

改

- 3 第1種検査方法
- (1) 抽出の割合

原料及び製造条件が同一と認められるものの1日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に1梱を抽出し、その梱から500gの試料を採取する。ただし、タンク車又はタンク船にあつては、タンクごとに、500gの試料を採取する。

TE.

前

(2) 検査に係る格付の基準

試料につき、食用植物油脂の日本農林規格に基づいて検査を行い、その結果、当該試料の<u>すべ</u> <u>でが日本農林規格</u>に定める合格の標準に適合するときは、その検査荷口の食用植物油脂を合格に 格付する。

4 第2種検査方法への移行

3に定めるところにより検査を<u>行なつた</u>結果、その検査荷口の食用植物油脂が連続して5回合格に<u>格付け</u>されたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、5に定めるところによるものとする。

- 5 第2種検査方法
- (1) 抽出の割合

4の規定により抽出の割合及び検査に係る格付の基準が5に定めるところによることとなった 食用植物油脂で<u>あって</u>、原料及び製造条件が同一と認められるものの15日間に製造された製造 荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に500gの試料を採取する。

(2) 検査に係る格付の基準 3の(2)に同じ。

6 第1種検査方法への移行

5に定めるところにより検査を<u>行なつた</u>結果、合格に<u>格付け</u>されない検査荷口が<u>あつた</u>ときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3に定めるところによるものとする。

(下線部分は改正部分)

1 検査は、抽出して行う。

2 (略)

3 第1種検査方法

(1) 抽出の割合

原料及び製造条件が同一と認められるウスターソース類の1日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に1個のかん又は箱を抽出し、18<u>L</u>かん入りの場合に<u>あって</u>はその抽出したかんから200mlのウスターソース類を採取して試料とし、18<u>L</u>かん以外の容器入りの場合に<u>あって</u>はその抽出した箱から1個(200ml未満の容量の容器入りのものに<u>あって</u>は、当該内容量が200ml以上となる最少の個数)の容器のウスターソース類を採取して試料とする。

īE.

後

(2) 検査に係る格付の基準

試料の単位体ごとに当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を行い、その結果、当該試料の単位体の全てが格付しようとする当該日本農林規格に定める等級の基準に適合するときは、その検査荷口のウスターソース類をその等級に格付する。

4 第2種検査方法への移行

3に定めるところにより検査を<u>行った</u>結果、その検査荷口のウスターソース類が連続して10回<u>合格に格付</u>されたときは、その検査荷口に係る工場の製品で<u>あって</u>、その検査荷口の製品と品種が同一であり、かつ、同一等級に<u>格付</u>しようとするものについては、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、5に定めるところによるものとする。

5 第2種檢查方法

(1) 抽出の割合

4の規定により抽出の割合及び検査に係る格付の基準が5に定めるところによることと \underline{x} ったウスターソース類でその原料及び製造条件が同一と認められるものの10日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に2個のかん又は箱を抽出し、18Lかん入りの場合に \underline{b} ってはその抽出したそれぞれのかんから200m1のウスターソース類を採取して試料とし、18Lかん以外の容器入りの場合に \underline{b} ってはその抽出したそれぞれの箱から1個(200m1未満の容量の容器入りのものに \underline{b} っては、当該内容量が200m1以上となる最少の個数)の容器のウスターソース類を採取して試料とする。

(2) (略)

6 第1種検査方法への移行

5に定めるところにより検査を<u>行った</u>結果、<u>格付</u>しようとする当該日本農林規格に定める等級の 基準に適合しないものを不良品とし、不良品があったときは、その検査荷口に係る工場の製品であ

1 検査は、抽出して行なう。

2 抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3から6までに定めるところによる。

改

3 第1種検査方法

(1) 抽出の割合

原料及び製造条件が同一と認められるウスターソース類の1日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に1個のかん又は箱を抽出し、18Lかん入りの場合に<u>あつて</u>はその抽出したかんから200mlのウスターソース類を採取して試料とし、18Lかん以外の容器入りの場合に<u>あって</u>はその抽出した箱から1個(200ml未満の容量の容器入りのものに<u>あつて</u>は、当該内容量が200ml以上となる最少の個数)の容器のウスターソース類を採取して試料とする。

īĒ.

前

(2) 検査に係る格付の基準

試料の単位体ごとに当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を行い、その結果、当該試料の単位体の<u>すべて</u>が格付しようとする当該日本農林規格に定める等級の基準に適合するときは、その検査荷口のウスターソース類をその等級に格付する。

4 第2種検査方法への移行

3に定めるところにより検査を<u>行つた</u>結果、その検査荷口のウスターソース類が連続して10回<u>格付けしようとする当該日本農林規格に定める等級に格付け</u>されたときは、その検査荷口に係る工場の製品で<u>あつて</u>、その検査荷口の製品と品種が同一であり、かつ、同一等級に<u>格付け</u>しようとするものについては、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、5に定めるところによるものとする。

5 第2種検査方法

(1) 抽出の割合

4の規定により抽出の割合及び検査に係る格付の基準が5に定めるところによることと<u>なつた</u>ウスターソース類でその原料及び製造条件が同一と認められるものの10日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に2個のかん又は箱を抽出し、18<u>L</u>かん入りの場合に<u>あつて</u>はその抽出したそれぞれのかんから200m1のウスターソース類を採取して試料とし、18<u>L</u>かん以外の容器入りの場合に<u>あつて</u>はその抽出したそれぞれの箱から1個(200m1未満の容量の容器入りのものに<u>あつて</u>は、当該内容量が200m1以上となる最少の個数)の容器のウスターソース類を採取して試料とする。

(2) 検査に係る格付の基準 3の(2)に同じ。

6 第1種検査方法への移行

5に定めるところにより検査を<u>行つた</u>結果、<u>格付け</u>しようとする当該日本農林規格に定める等級の基準に適合しないものを不良品とし、不良品が<u>あつた</u>ときは、その検査荷口に係る工場の製品で

<u>って</u>、その検査荷口の製品と品種が同一であり、かつ、同一等級に<u>格付</u>しようとするものについて <u>あつて</u>、その検査荷口の製品と品種が同一であり、かつ、同一等級に<u>格付け</u>しようとするものにつ は、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3に定めるところによるものとする。

いては、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3に定めるところによるものとす る。

(下線部分は改正部分)

1 検査は、抽出して行う。

- 2 (略)
- 3 第1種検査方法
- (1) (略)

(2) 検査に係る格付の基準

試料の単位体ごとに当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を行い、その結果、当該試料の単位体の全てが当該日本農林規格に定める合格の基準に適合するときは、その検査荷口の炭酸飲料を合格に格付する。

īE.

後

4 第2種検査方法への移行

3に定めるところにより検査を<u>行った</u>結果、その検査荷口の炭酸飲料が連続して5回合格に<u>格付</u>されたときは、その検査荷口に係る工場の製品で<u>あって</u>、品種が同一であるものについては、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、5に定めるところによる。

- 5 第2種検査方法
- (1) 抽出の割合

4の規定により抽出の割合及び検査に係る格付の基準が5に定めるところによることとなった 炭酸飲料で、その原料及び製造条件が同一と認められるものの30日分の製造荷口を検査荷口と し、その検査荷口から無作為に2箱を抽出し、その抽出した箱からそれぞれ1個の容器の炭酸飲料を抽出して試料とする。

(2) (略)

6 第1種検査方法への移行

5に定めるところにより検査を<u>行った</u>結果、日本農林規格合格に<u>格付</u>されない検査荷口が<u>あった</u>ときは、その検査荷口に係る工場の製品で<u>あって</u>、品種が同一であるものについては、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3に定めるところによる。

- 1 検査は、抽出して行う。
- 2 抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3から6までに定めるところによる。

改

- 3 第1種檢查方法
- (1) 抽出の割合

原料及び製造条件が同一と認められる炭酸飲料の1日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査 荷口から無作為に2箱を抽出し、その抽出した箱からそれぞれ1個の容器の炭酸飲料を抽出して 試料とする。

TË.

前

(2) 検査に係る格付の基準

試料の単位体ごとに当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を行い、その結果、当該試料の単位体の<u>すべて</u>が当該日本農林規格に定める合格の基準に適合するときは、その検査荷口の炭酸飲料を合格に格付する。

4 第2種検査方法への移行

3に定めるところにより検査を<u>行つた</u>結果、その検査荷口の炭酸飲料が連続して5回<u>日本農林規格</u>合格に<u>格付け</u>されたときは、その検査荷口に係る工場の製品で<u>あつて</u>、品種が同一であるものについては、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、5に定めるところによる。

- 5 第2種檢查方法
- (1) 抽出の割合

4の規定により抽出の割合及び検査に係る格付の基準が5に定めるところによることと<u>なつた</u> 炭酸飲料で、その原料及び製造条件が同一と認められるものの30日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に2箱を抽出し、その抽出した箱からそれぞれ1個の容器の炭酸飲料を抽出して試料とする。

- (2) 検査に係る格付の基準 3の(2)に同じ。
- 6 第1種検査方法への移行

5に定めるところにより検査を<u>行つた</u>結果、日本農林規格合格に<u>格付け</u>されない検査荷口が<u>あった</u>ときは、その検査荷口に係る工場の製品で<u>あつて</u>、品種が同一であるものについては、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3に定めるところによる。

○風味調味料についての検査方法(昭和50年6月4日農林省告示第606号)

改

(下線部分は改正部分)

1 • 2 (略)

3 第1種検査方法

(1) 抽出の割合

原料及び製造条件が同一と認められる風味調味料の1日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に2個の箱を抽出し、その抽出した箱からそれぞれ100g以上となる最少の個数の容器の風味調味料を採取して試料とする。

TE.

後

(2) 検査に係る格付の基準

試料の単位体ごとに当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を行い、その結果、当該試料の単位体の全てが当該日本農林規格に定める基準に適合するときは、その検査荷口の風味調味料を合格に格付する。

4 第2種検査方法への移行

3に定めるところにより検査を<u>行った</u>結果、その検査荷口の風味調味料が連続して5回合格に<u>格</u>付されたときは、その検査荷口に係る工場の製品で<u>あって</u>、その検査荷口の製品と品種が同一であるものについては、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、5に定めるところによるものとする。

- 5 第2種檢查方法
- (1) 抽出の割合

4の規定により抽出の割合及び検査に係る格付の基準が5に定めるところによることとなった 風味調味料でその原料及び製造条件が同一と認められるものの15日分の製造荷口を検査荷口と し、その検査荷口から無作為に2個の箱を抽出し、その抽出したそれぞれの箱から100g以上と なる最少の個数の容器の風味調味料を採取して試料とする。

(2) (略)

6 第1種検査方法への移行

5に定めるところにより検査を<u>行った</u>結果、<u>格付</u>しようとする当該日本農林規格に定める基準に適合しないものを不良品とし、不良品が<u>あった</u>ときは、その検査荷口に係る工場の製品で<u>あって</u>、その検査荷口の製品と品種が同一であるものについては、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3に定めるところによるものとする。

- 1 検査は、抽出して行う。
- 2 抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3から6までに定めるところによる。

改

- 3 第1種検査方法
- (1) 抽出の割合

原料及び製造条件が同一と認められる風味調味料の1日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に2個の箱を抽出し、その抽出した箱からそれぞれ100g以上となる最少の個数の容器の風味調味料を採取して試料とする。

TË.

前

(2) 検査に係る格付の基準

試料の単位体ごとに当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を行い、その結果、当該試料の単位体の<u>すべて</u>が当該日本農林規格に定める基準に適合するときは、その検査荷口の風味調味料を当該日本農林規格合格に格付する。

4 第2種検査方法への移行

3に定めるところにより検査を<u>行つた</u>結果、その検査荷口の風味調味料が連続して5回<u>格付けしようとする当該日本農林規格</u>合格に<u>格付け</u>されたときは、その検査荷口に係る工場の製品で<u>あつて</u>、その検査荷口の製品と品種が同一であるものについては、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、5に定めるところによるものとする。

- 5 第2種検査方法
- (1) 抽出の割合

4の規定により抽出の割合及び検査に係る格付の基準が5に定めるところによることと<u>なつた</u>風味調味料でその原料及び製造条件が同一と認められるものの15日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に2個の箱を抽出し、その抽出したそれぞれの箱から100g以上となる最少の個数の容器の風味調味料を採取して試料とする。

- (2) 検査に係る格付の基準
 - 3の(2)に同じ。
- 6 第1種検査方法への移行

5に定めるところにより検査を<u>行つた</u>結果、<u>格付け</u>しようとする当該日本農林規格に定める基準に適合しないものを不良品とし、不良品が<u>あつた</u>ときは、その検査荷口に係る工場の製品で<u>あつ</u>で、その検査荷口の製品と品種が同一であるものについては、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3に定めるところによるものとする。

(下線部分は改正部分)

1 検査は、抽出して行う。

2 (略)

3 第1種検査方法

(1) 抽出の割合

原料及び製造条件が同一と認められる乾燥スープの1日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に2個の箱を抽出し、その抽出した箱からそれぞれ200g以上となる最少の個数の容器の乾燥スープを採取して試料とする。

īE.

後

(2) 検査に係る格付の基準

試料の単位体ごとに当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を行い、その結果、当該試料の単位体の全てが当該日本農林規格に定める基準に適合するときは、その検査荷口の乾燥スープを合格に格付する。

4 第2種検査方法への移行

3に定めるところにより検査を<u>行った</u>結果、その検査荷口の乾燥スープが連続して5回合格に<u>格</u>付されたときは、その検査荷口に係る工場の製品で<u>あって</u>、その検査荷口の製品と品種が同一であるものについては、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、5に定めるところによるものとする。

- 5 第2種検査方法
- (1) 抽出の割合

4の規定により抽出の割合及び検査に係る格付の基準が5に定めるところによることと<u>なった</u>乾燥スープでその原料及び製造条件が同一と認められるものの30日間に製造されたものの製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に2個の箱を抽出し、その抽出した箱からそれぞれ200g以上となる最少の個数の容器の乾燥スープを採取して試料とする。

(2) (略)

6 第1種検査方法への移行

5に定めるところにより検査を<u>行った</u>結果、<u>格付</u>しようとする当該日本農林規格に定める基準に適合しないものを不良品とし、不良品が<u>あった</u>ときは、その検査荷口に係る工場の製品で<u>あって</u>、その検査荷口の製品と品種が同一であるものについては、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3に定めるところによるものとする。

- 1 検査は、抽出して行なう。
- 2 抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3から6までに定めるところによる。

改

- 3 第1種檢查方法
- (1) 抽出の割合

原料及び製造条件が同一と認められる乾燥スープの1日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に2個の箱を抽出し、その抽出した箱からそれぞれ200g以上となる最少の個数の容器の乾燥スープを採取して試料とする。

TE.

前

(2) 検査に係る格付の基準

試料の単位体ごとに当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を行い、その結果、当該試料の単位体の<u>すべて</u>が当該日本農林規格に定める基準に適合するときは、その検査荷口の乾燥スープを当該日本農林規格合格に格付する。

4 第2種検査方法への移行

3に定めるところにより検査を<u>行つた</u>結果、その検査荷口の乾燥スープが連続して5回<u>当該日本</u> 農林規格合格に<u>格付け</u>されたときは、その検査荷口に係る工場の製品で<u>あつて</u>、その検査荷口の製品と品種が同一であるものについては、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、5に 定めるところによるものとする。

- 5 第2種検査方法
- (1) 抽出の割合

4の規定により抽出の割合及び検査に係る格付の基準が5に定めるところによることと<u>なつた</u>乾燥スープでその原料及び製造条件が同一と認められるものの30日間に製造されたものの製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に2個の箱を抽出し、その抽出した箱からそれぞれ200g以上となる最少の個数の容器の乾燥スープを採取して試料とする。

- (2) 検査に係る格付の基準
- 6 第1種検査方法への移行

5に定めるところにより検査を<u>行つた</u>結果、<u>格付け</u>しようとする当該日本農林規格に定める基準に適合しないものを不良品とし、不良品が<u>あつた</u>ときは、その検査荷口に係る工場の製品で<u>あつ</u>て、その検査荷口の製品と品種が同一であるものについては、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3に定めるところによるものとする。

(下線部分は改正部分)

1 検査は、抽出して行う。

- 2 (略)
- 3 第1種検査方法
- (1) 抽出の割合

原料及び製造条件が同一と認められるドレッシングの1日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に1個の容器又は箱を抽出し、表示重量又は表示量(以下単に「表示重量」という。)が8kg又は81(以下単に「8kg」という。)以上の容器入りの場合に<u>あって</u>は、その抽出した容器から200g又は200ml(以下単に「200g」という。)のドレッシングを採取して試料とし、表示重量が8kg未満の容器入りの場合に<u>あって</u>は、その抽出した箱から1箱(200g未満の表示重量の容器入りのものに<u>あって</u>は、当該表示重量が200g以上となる最少の個数)の容器のドレッシングを採取して試料とする。

īE.

後

(2) 検査に係る格付の基準

試料の単位体ごとに当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を行い、その結果、当該試料の単位体の全てが当該日本農林規格に定める基準に適合するときは、その検査荷口のドレッシングを合格に格付する。

4 第2種検査方法への移行

3に定めるところにより検査を<u>行った</u>結果、その検査荷口のドレッシングが<u>連続して</u>5回合格に 格付されたときは、その検査荷口に係る工場の製品で<u>あって</u>、その検査荷口の製品と品種が同一で あるものについては、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、5に定めるところによ るものとする。

- 5 第2種檢查方法
- (1) 抽出の割合

4の規定により抽出の割合及び検査に係る格付の基準が5に定めるところによることと \underline{x} ったドレッシングでその原料及び製造条件が同一と認められるものの15日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に2個の容器又は箱を抽出し、表示重量が8kg以上の容器入りの場合に \underline{b} っては、その抽出した容器からそれぞれ200gのドレッシングを採取して試料とし、表示重量が8kg未満の容器入りの場合に \underline{b} っては、その抽出したそれぞれの箱から1個(200g未満の表示重量の容器入りのものに \underline{b} っては、当該表示重量が200g以上となる最少の個数)の容器のドレッシングを採取して試料とする。

- (2) (略)
- 6 第1種検査方法への移行

5に定めるところにより検査を行った結果、当該日本農林規格に定める基準に適合しないものを

- 1 検査は、抽出して行なう。
- 2 抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3から6までに定めるところによる。

改

- 3 第1種檢查方法
- (1) 抽出の割合

原料及び製造条件が同一と認められるドレッシングの1日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に1個の容器又は箱を抽出し、表示重量又は表示量(以下単に「表示重量」という。)が8kg又は81(以下単に「8kg」という。)以上の容器入りの場合に<u>あつて</u>は、その抽出した容器から200g又は200ml(以下単に「200g」という。)のドレッシングを採取して試料とし、表示重量が8kg未満の容器入りの場合に<u>あつて</u>は、その抽出した箱から1箱(200g未満の表示重量の容器入りのものに<u>あつて</u>は、当該表示重量が200g以上となる最少の個数)の容器のドレッシングを採取して試料とする。

TE.

前

(2) 検査に係る格付の基準

試料の単位体ごとに当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を行い、その結果、当該試料の単位体の<u>すべて</u>が当該日本農林規格に定める基準に適合するときは、その検査荷口のドレッシングを当該日本農林規格合格に格付する。

4 第2種検査方法への移行

3に定めるところにより検査を<u>行つた</u>結果、その検査荷口のドレッシングが<u>連続</u>5回<u>当該日本農林規格</u>合格に<u>格付け</u>されたときは、その検査荷口に係る工場の製品で<u>あつて</u>、その検査荷口の製品と品種が同一であるものについては、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、5に定めるところによるものとする。

- 5 第2種檢查方法
- (1) 抽出の割合

4の規定により抽出の割合及び検査に係る格付の基準が 5 に定めるところによることと<u>なつた</u>ドレッシングでその原料及び製造条件が同一と認められるものの15日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に 2 個の容器又は箱を抽出し、表示重量が 8 kg以上の容器入りの場合に<u>あつて</u>は、その抽出した容器からそれぞれ200 g のドレッシングを採取して試料とし、表示重量が 8 kg未満の容器入りの場合に<u>あつて</u>は、その抽出したそれぞれの箱から 1 個(200 g 未満の表示重量の容器入りのものに<u>あつて</u>は、当該表示重量が200 g 以上となる最少の個数)の容器のドレッシングを採取して試料とする。

- (2) 検査に係る格付の基準
 - 3の(2)に同じ。
- 6 第1種検査方法への移行

5に定めるところにより検査を<u>行つた</u>結果、当該日本農林規格に定める基準に適合しないものを

品と品種が同一のものについては、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3に定め るところによるものとする。

不良品とし、不良品が<u>あった</u>ときは、その検査荷口に係る工場の製品で<u>あって</u>、その検査荷口の製 不良品とし、不良品が<u>あった</u>ときは、その検査荷口に係る工場の製品で<u>あって</u>、その検査荷口の製 品と品種が同一のものについては、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3に定め るところによるものとする。

(下線部分は改正部分)

	改 正 後		改 正 前
(適用の範囲) 第1条 (略)		(適用の範囲第1条 この検]) :査方法は、別表 1 に掲げる飲食料品及び油脂の検査に適用する。
(定義) 第2条 (略)		(定義) 第2条 この検 とおりとする	を を を を を を を を を を を を を を を を を を を
用語	定 義	用語	定
検 査 荷 口	原料及び製造条件がほぼ同一と認められる検査単位の集まりで <u>あって</u> 、検査の対象となるものをいう。	検査荷口	原料及び製造条件がほぼ同一と認められる検査単位の集まりで <u>あつて</u> 、検査の対象となるものをいう。
試 料	(略)	試 料	検査荷口から抽出される検査単位の1以上の集まりをいう。
検 査 単 位	検査のために選ばれる単位体又は単位量をいう(一容器又は一包装の内容量が別表2に定める重量若しくは体積を超え、又は当該重量若しくは体積に満たないものに <u>あって</u> は、検査単位の量が別表2に定める重量又は体積となるように選ぶものとする。)。	検 査 単 位	検査のために選ばれる単位体又は単位量をいう(一容器又は一包装の内容量が別表 2に定める重量若しくは体積を超え、又は当該重量若しくは体積に満たないものに あつては、検査単位の量が別表2に定める重量又は体積となるように選ぶものとす る。)。
不 良 品	当該試料に係る日本農林規格に定める基準(当該日本農林規格に等級の区分がある場合は、 <u>格付</u> しようとする当該日本農林規格に定める等級の基準。以下同じ。)に適合しない検査単位(当該日本農林規格に定める基準から著しくかけはなれているため <u>格付</u> の対象とすることが適当でないと認められる検査単位を除く。)をいう。	不 良 品	当該試料に係る日本農林規格に定める基準(当該日本農林規格に等級の区分がある場合は、 <u>格付け</u> しようとする当該日本農林規格に定める等級の基準。以下同じ。)に適合しない検査単位(当該日本農林規格に定める基準から著しくかけはなれているため <u>格付け</u> の対象とすることが適当でないと認められる検査単位を除く。)をいう。
合 格	検査荷口の判定において、検査単位ごとに当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を <u>行った</u> 結果、不良品の個数が合格判定個数以下であることをいう。	合 格	検査荷口の判定において、検査単位ごとに当該試料に係る日本農林規格に基づいて 検査を <u>行つた</u> 結果、不良品の個数が合格判定個数以下であることをいう。
不 合 格	検査荷口の判定において、検査単位ごとに当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を <u>行った</u> 結果、不良品の個数が合格判定個数を超えることをいう。	不 合 格	検査荷口の判定において、検査単位ごとに当該試料に係る日本農林規格に基づいて 検査を <u>行つた</u> 結果、不良品の個数が合格判定個数を超えることをいう。
並み検査	(町各)	並み検査	検査荷口の不良率が平均してAQL(合格品質水準)と同一水準にあると認められるときに適用するように設計された検査方式をいう。

きつし	い検査	(略)
緩い	検 査	(略)
AQL 品質水		95%の確率で検査荷口が合格となる場合の最大の不良率をいうものとし、この検査方法においては <u>6.5</u> 又はこれに近い値とする。

(第1方式検査方法)

- る格付の基準は、次の一から四まで及び次条に定めるところによる。
- 一 (略)
- 二 並み検査

イ (略)

ロ 並み検査からきつい検査への移行

並み検査により検査を行った結果、不合格となり、かつ、この検査からさかのぼった連続 5回の検査における不良品の総個数が別表4の右欄に掲げる限界個数以上となったときは、 その検査荷口の製品と品種(等級を含む。)が同一であるもの(以下「同一品種」とい う。) について、それ以後の検査はきつい検査によるものとする。

ハ 並み検査から緩い検査への移行

並み検査により検査を行った結果、別表5に定める条件が全て満たされたときは、同一品 種について、それ以後の検査は緩い検査によるものとする。

= きつい検査

イ (略)

ロ きつい検査から並み検査への移行

きつい検査により検査を行った結果、連続して5回合格したときは、同一品質について、 それ以後の検査は並み検査によるものとする。

ハ 検査の中止

きつい検査により検査を行った結果、累計で5回不合格となったときは、同一品種につい て、それ以後の検査を中止するものとする。検査を再開する場合は、きつい検査から行うも のとする。

四 緩い検査

イ (略)

ロ 緩い検査から並み検査への移行

きつい検査	検査荷口の不良率が平均してAQLよりも悪いと認められるときに適用するように 設計された検査方式をいう。
緩い検査	検査荷口の不良率が平均してAQLよりも良いと認められるときに適用するように 設計された検査方式をいう。
AQL (合格 品質水準)	95%の確率で検査荷口が合格となる場合の最大の不良率をいうものとし、この検査方法においては <u>6.5</u> 又はこれに近い値とする。

(第1方式検査方法)

- 第3条 飲食料品又は油脂について日本農林規格による格付を行う場合の抽出の割合及び検査に係 | 第3条 飲食料品又は油脂について日本農林規格による格付を行う場合の抽出の割合及び検査に係る 格付の基準は、次の一から四まで及び次条に定めるところによる。
 - 一 検査は並み検査から始めるものとする。
 - 二 並み検査
 - イ 抽出の割合及び検査に係る格付の基準

別表3に定めるところによる。ただし、検査荷口は1目分の製造荷口とする。

ロ 並み検査からきつい検査への移行

並み検査により検査を行つた結果、不合格となり、かつ、この検査からさかのぼつた連続5 回の検査における不良品の総個数が別表4の右欄に掲げる限界個数以上となつたときは、その 検査荷口の製品と品種(等級を含む。)が同一であるもの(以下「同一品種」という。)につ いて、それ以後の検査はきつい検査によるものとする。

ハ 並み検査から緩い検査への移行

並み検査により検査を行つた結果、別表5に定める条件がすべて満たされたときは、同一品 種について、それ以後の検査は緩い検査によるものとする。

- 三 きつい検査
- イ 抽出の割合及び検査に係る格付の基準

別表6に定めるところによる。ただし、検査荷口は1日分の製造荷口とする。

ロ きつい検査から並み検査への移行

きつい検査により検査を行つた結果、連続して5回合格したときは、同一品質について、そ れ以後の検査は並み検査によるものとする。

ハ 検査の中止

きつい検査により検査を行つた結果、累計で5回不合格となつたときは、同一品種につい て、それ以後の検査を中止するものとする。検査を再開する場合は、きつい検査から行うもの とする。

- 四 緩い検査
- イ 抽出の割合及び検査に係る格付の基準

別表7に定めるところによる。ただし、検査荷口は別表8に定める期間を限度とする期間内 において製造された荷口とする。

ロ 緩い検査から並み検査への移行

緩い検査により検査を行った結果、不合格となったときは、同一品種について、それ以後 | の検査は並み検査によるものとする。

緩い検査により検査を行つた結果、不合格となつたときは、同一品種について、それ以後の 検査は並み検査によるものとする。

(第2方式檢查方法)

- 者の認証の技術的基準に規定する大量製造ラインによるものの検査については、次に定めるとこ ろによることができる。
- 1日分の製造荷口を検査荷口とし、別表3に定める抽出の割合及び検査に係る格付の基準に より検査を行った結果、別表9に定める条件が全て満たされたときは、同一品種について、そ れ以後の検査は二に定めるところによるものとする。
- 二 3月間に製造された荷口を限度として検査荷口とし、その検査荷口から抽出した2個の試料 について検査を行った結果、不良品がないときはその検査荷口は合格とみなすものとする。
- 三 二に定めるところにより検査を行った結果、不良品があったとき、又は認証工場の品質管理 を行う部門が行った検査の記録等の調査の結果、検査を続行することが適当でないと認められ るときは、同一品種について、それ以後の検査を中止するものとする。調査後検査を第2方式 で再開する場合は、一に定めるところにより開始するものとする。

(第2方式檢查方法)

- 第4条 認証製造業者の工場(以下「認証工場」という。)の製品で、当該品目についての製造業┃第4条 認定製造業者の工場(以下「認定工場」という。)の製品で、当該品目についての製造業者 の認定の技術的基準に規定する大量製造ラインによるものの検査については、次に定めるところに よることができる。
 - 一 1日分の製造荷口を検査荷口とし、別表3に定める抽出の割合及び検査に係る格付の基準によ り検査を行つた結果、別表9に定める条件がすべて満たされたときは、同一品種について、それ 以後の検査は二に定めるところによるものとする。
 - 二 3月間に製造された荷口を限度として検査荷口とし、その検査荷口から抽出した2個の試料に ついて検査を行つた結果、不良品がないときはその検査荷口は合格とみなすものとする。
 - 三 二に定めるところにより検査を行つた結果、不良品があつたとき、又は認定工場の品質管理を 行う部門が行つた検査の記録等の調査の結果、検査を続行することが適当でないと認められると きは、同一品種について、それ以後の検査を中止するものとする。調査後検査を第2方式で再開 する場合は、一に定めるところにより開始するものとする。

別表1 (第1条関係)

1~9 (略)

別表1 (第1条関係)

- 1 異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖
- 2 植物性たん白
- 3 削りぶし
- 4 ハンバーガーパティ
- 5 チルドハンバーグステーキ
- 6 醸造酢
- 7 トマト加工品
- 8 食用精製加工油脂
- 9 豆乳類
- 10 マーガリン類
- 11 乾めん類
- 12 農産物漬物
- 13 チルドミートボール
- 14 ジャム類
- 15 ぶどう糖
- 16 ショートニング
- 17 精製ラード
- 18 煮干魚類
- 19 にんじんジュース及びにんじんミックスジュース
- 20 即席めん
- 21 食料缶詰及び食料瓶詰

10 マーガリン類

- 11 乾めん類
- 12 農産物漬物
- 13 チルドミートボール
- 14 ジャム類
- 15 ぶどう糖
- 16 ショートニング
- 17 精製ラード
- 18 煮干魚類
- 19 にんじんジュース及びにんじんミックスジュース
- 20 即席めん
- 21 食料缶詰及び食料瓶詰

<u>22</u> パン粉

23 そしゃく配慮食品

別表2 (第2条関係)

次表の左欄に掲げる飲食料品及び油脂の一容器又は一包装の内容量が同表の中欄に掲げる場合にお

いて検査単位とする内容量は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖	1 <u>kg</u> を超え又は <u>500</u> g 未満のもの	<u>500</u> g
植物性たん白 (ペースト状植物性たん白を除く。)	1 <u>kg</u> を超え又は <u>300</u> g 未満のもの	<u>300</u> g
ペースト状植物性たん白	1 <u>kg</u> を超え又は <u>800</u> g 未満のもの	<u>800</u> g
削りぶし	500gを超え又は <u>50</u> g未満のもの	<u>50</u> g
ハンバーガーパティ	5 <u>kg</u> を超えるもの	<u>150</u> g
チルドハンバーグステーキ	<u>80</u> g未満のもの	<u>80</u> g
醸造酢	<u>500ml</u> を超え又は <u>150ml</u> 未満のもの	<u>150ml</u>
トマト加工品	500gを超え又は <u>190</u> g未満のもの	<u>190</u> g
食用精製加工油脂	1 <u>kg</u> を超え又は <u>900</u> g 未満のもの	<u>900</u> g
豆乳類	500gを超え又は <u>180</u> g未満のもの	<u>180</u> g
マーガリン類	1 kgを超え又は <u>900</u> g未満のもの	<u>900</u> g
乾めん類	500gを超え又は <u>200</u> g未満のもの	<u>200</u> g
農産物漬物(農産物酢漬け類及び農 産物塩漬け類を除く。)	1 <u>kg</u> を超え又は <u>100</u> g 未満のもの	<u>100</u> g
農産物酢漬け類及び農産物塩漬け類	1 kgを超え又は <u>50</u> g未満のもの	<u>50</u> g
チルドミートボール	<u>80</u> g未満のもの	<u>80</u> g
-		

別表2 (第2条関係)

次表の左欄に掲げる飲食料品及び油脂の一容器又は一包装の内容量が同表の中欄に掲げる場合において検査単位とする内容量は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖	1 <u>k g</u> を超え又は <u>5 0 0</u> g未満のもの	<u>500</u> g
植物性たん白 (ペースト状植物性たん白を除く。)	1 <u>k g</u> を超え又は <u>3 0 0</u> g 未満のもの	<u>3 0 0</u> g
ペースト状植物性たん白	1 <u>k g</u> を超え又は <u>8 0 0</u> g 未満のもの	<u>800</u> g
削りぶし	<u>500</u> gを超え又は <u>50</u> g未満のもの	<u>50</u> g
ハンバーガーパティ	5 <u>k g</u> を超えるもの	<u>150</u> g
チルドハンバーグステーキ	<u>80</u> g未満のもの	<u>80</u> g
醸造酢	<u>500ml</u> を超え又は <u>150ml</u> 未満のも	150ml
トマト加工品	<u>500</u> gを超え又は <u>190</u> g未満のもの	<u>190</u> g
食用精製加工油脂	1 <u>k g</u> を超え又は <u>9 0 0</u> g未満のもの	<u>900</u> g
豆乳類	<u>500</u> gを超え又は <u>180</u> g未満のもの	<u>180</u> g
マーガリン類	1 <u>k g</u> を超え又は <u>9 0 0</u> g未満のもの	<u>900</u> g
乾めん類	<u>500</u> gを超え又は <u>200</u> g未満のもの	<u>200</u> g
農産物漬物(農産物酢漬け類及び農 産物塩漬け類を除く。)	1 <u>k g</u> を超え又は <u>100</u> g未満のもの	<u>100</u> g
農産物酢漬け類及び農産物塩漬け類	1 <u>k g</u> を超え又は <u>5 0 g</u> 未満のもの	<u>50</u> g
チルドミートボール	<u>80</u> g未満のもの	<u>80</u> g

ジャム類	2 <u>kg</u> を超え又は <u>100</u> g 未満のもの	<u>100</u> g
ぶどう糖	1 <u>kg</u> を超え又は <u>300</u> g 未満のもの	<u>300</u> g
ショートニング	1 <u>kg</u> を超え又は <u>900</u> g 未満のもの	<u>900</u> g
精製ラード	1 <u>kg</u> を超え又は <u>900</u> g 未満のもの	<u>900</u> g
煮干魚類	500gを超え又は <u>100</u> g未満のもの	<u>100</u> g
にんじんジュース及びにんじんミッ クスジュース	500gを超え又は <u>160</u> g未満のもの	<u>160</u> g
即席めん	190g未満のもの	<u>190</u> g
食料缶詰及び食料瓶詰	<u>50</u> g未満のもの	<u>50</u> g
パン粉	1 kgを超え又は <u>150</u> g未満のもの	<u>150</u> g
そしゃく配慮食品	<u>50</u> g未満のもの	<u>50</u> g

別表3 (第3条関係)

並み検査のための抽出の割合及び検査に係る格付の基準

1 小型容器(内容量が1kg又は11未満のものをいう。以下同じ。)の場合

検査荷口の大きさ	抽出個数	合格判定個数
35,000以下(個) 35,001-240,000 240,001以上	(昭各)	(既各)

2 大型容器(内容量が<u>1kg</u>又は11以上で<u>あって、30kg</u>又は<u>30</u>1未満のものをいう。以下同じ。)の場合

検	査	荷	П	の	大	き	さ		抽	出	個	数	合格判定個数
<u>1,000</u> 以下(個) <u>1,001-5,000</u> 5,001以上								(略)				(略)	

ジャム類	2 <u>k g</u> を超え又は <u>100</u> g未満のもの	<u>100</u> g
ぶどう糖	1 <u>k g</u> を超え又は <u>3 0 0 g</u> 未満のもの	<u>3 0 0</u> g
ショートニング	1 <u>k g</u> を超え又は <u>9 0 0</u> g未満のもの	9 0 0 g
精製ラード	1 <u>k g</u> を超え又は <u>9 0 0</u> g未満のもの	9 0 0 g
煮干魚類	<u>500</u> gを超え又は <u>100</u> g未満のもの	<u>100</u> g
にんじんジュース及びにんじんミッ クスジュース	<u>500</u> gを超え又は <u>160</u> g未満のもの	<u>160</u> g
即席めん	190g未満のもの	<u>190</u> g
食料缶詰及び食料瓶詰	<u>50</u> g未満のもの	<u>5 0 g</u>
パン粉	1 <u>k g</u> を超え又は <u>150</u> g未満のもの	<u>1 5 0</u> g
そしゃく配慮食品	<u>50</u> g未満のもの	<u>50</u> g

別表3 (第3条関係)

並み検査のための抽出の割合及び検査に係る格付の基準

1 小型容器(内容量が1kg又は11未満のものをいう。以下同じ。)の場合

検査荷口の大きさ	抽出個数	合格判定個数
35,000以下(個)	4 (個)	1(個)
35,001-240,000	6	1
240,001以上	8	1

2 大型容器(内容量が<u>1kg</u>又は11以上で<u>あつて、30kg</u>又は<u>30</u>1未満のものをいう。以下同じ。)の場合

検 査 荷 口 の 大 き さ	抽出個数	合格判定個数
<u>1,000</u> 以下(個) 1,001-5,000	2 (個) 3	O (個) 1
5,001以上	5	1

3 特殊容器(内容量が<u>30kg</u>又は<u>30</u>1以上のものをいう。以下同じ。)の場合

検査荷口の	抽出	個 数	合 格 判	定個数
大きさ	内容量が <u>30</u> t 又は <u>30kl</u> 未満の場合	内容量が <u>30</u> t 又は <u>30</u> <u>k1</u> 以上の場合	<u> </u>	内容量が <u>30</u> t 又は <u>3</u> <u>0k1</u> 以上の場合
5以下(個) 6 <u>-10</u> <u>11</u> 以上	(略)	(略)	(略)	(略)

(注) (略)

別表4 (第3条関係)

並み検査からきつい検査への移行が必要となる不良品の限界個数

累計試料数の大きさ	不良品の限界個数
5 (個)	(略)
6 <u>-12</u> 13-19	
$ \begin{array}{r} \underline{13-19} \\ \underline{20-24} \\ \underline{25-39} \\ \underline{40-49} \end{array} $	
$\frac{25-39}{40-49}$	

別表5 (第3条関係)

並み検査から緩い検査へ移行するために満たすべき条件 連続した10回の検査において不良品がないこと。

別表6 (第3条関係)

きつい検査のための抽出の割合及び検査に係る格付の基準

1 小型容器の場合

検査荷口の大きさ	抽出個数	合格判定個数
<u>35,000</u> 以下(個) <u>35,001</u> 以上	(略) <u>13</u>	(略)

2 大型容器の場合

検 査 荷 口 の 大 き さ 抽 出 個 数 合格判定個数

3 特殊容器(内容量が30kg又は301以上のものをいう。以下同じ。)の場合

検査荷口の	抽出	個 数	合格判定個数				
大きさ	内容量が <u>30</u> t又は <u>3</u> <u>0kl</u> 未満の場合	内容量が <u>30</u> t又は <u>30k1</u> 以上の場合	内容量が <u>30</u> t又 は <u>30k1</u> 未満の 場合	内容量が <u>30</u> t又 は <u>30k1</u> 以上の 場合			
5以下(個) 6 <u>-10</u> <u>11</u> 以上	2 (個) 3 4	2(個) 2 3	O (個) 1 1	O (個) O 1			

(注) 抽出個数は実容個数を超えないこととする。以下同じ。

別表4 (第3条関係)

並み検査からきつい検査への移行が必要となる不良品の限界個数

累計試料数の大きさ	不 良 品 の 限 界 個 数					
5 (個)	3 (個)					
6 <u>-12</u>	4					
13-19	5					
20 - 24	6					
25 - 39	7					
40-49	8					

別表5 (第3条関係)

並み検査から緩い検査へ移行するために満たすべき条件

連続した10回の検査において不良品がないこと。

別表6 (第3条関係)

きつい検査のための抽出の割合及び検査に係る格付の基準

1 小型容器の場合

検査荷口の大きさ	抽出個数	合格判定個数
<u>35,000</u> 以下(個)	6(個)	1 (個)
<u>35,001</u> 以上	<u>13</u>	1

2 大型容器の場合

検 査 荷 口 の 大 き さ 抽 出 個 数 合格判定個数

l			
	<u>1,000</u> 以下(個) <u>1,001-5,000</u>	(略)	(略)
	<u>5,001</u> 以上		

3 特殊容器の場合

検査荷口の	抽出	個 数	合格 判	定個数
大きさ	内容量が <u>30</u> t 又は <u>30kl</u> 未満の場合	内容量が <u>30</u> t 又は <u>30</u> <u>k1</u> 以上の場合		内容量が <u>30</u> t 又は <u>3</u> <u>0k1</u> 以上の場合
5以下(個) 6 <u>-10</u> <u>11</u> 以上	(略)	(略)	(略)	(略)

別表7 (第3条関係)

緩い検査のための抽出の割合及び検査に係る格付の基準

1 小型容器の場合

検	查	荷	П	の	大	き	さ	抽	出	個	数	合格判定個数
35,000以下(個) 35,001以上												(略)

2 大型容器の場合

検査	査荷口の大きさ	抽出個数	合格判定個数
	35,000以下(個) 35,001以上	(昭各)	(略)

3 特殊容器の場合

t	検 査	Ē 荷	П	の	大	き	さ	抽	出	個	数	合格判定個数
			<u>30</u> 以 <u>31</u> 以		(個)			(略)				(略)

1,000以下(個)	3 (個)	0 (個)
1, 001-5, 000	5	1
<u>5,001以上</u>	8	1

3 特殊容器の場合

松木共口の	抽出	個 数	合格 判	定 個 数
検査荷口の大きさ	内容量が <u>30</u> t又は <u>3</u> <u>0kl</u> 未満の場合			内容量が <u>30</u> t又 は <u>30kl</u> 以上の 場合
5以下(個) 6 <u>-10</u> <u>11</u> 以上	3(個) 4 5	2(個) 3 4	O (個) 1 1	O (個) 1 1

別表7 (第3条関係)

緩い検査のための抽出の割合及び検査に係る格付の基準

1 小型容器の場合

検査荷口の大きさ	抽出個数	合格判定個数
<u>35,000</u> 以下(個)	2(個)	1 (個)
<u>35,001</u> 以上	3	1

2 大型容器の場合

検査荷口の大きさ	抽出個数	合格判定個数
<u>35,000</u> 以下(個)	2 (個)	O (個)
<u>35,001</u> 以上	3	O

3 特殊容器の場合

検査荷口の大きさ	抽出個数	合格判定個数
<u>30</u> 以下(個)	2 (個)	O (個)
<u>31</u> 以上	3	O

別表8 (第3条関係)

緩い検査における検査荷口を定める製造の期間

- 1 15日間
- 2 30日間(異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖並びに即席めんの場合に限る。)

別表9 (第4条関係)

- 1 連続した<u>10</u>回(異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖の場合に<u>あって</u>は<u>15</u>回)の検査において 不良品がないこと。
- 2 試料数の累計が<u>100</u>に達するに必要な回数の検査において不良品がないこと(異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖の場合を除く。)。

別表8 (第3条関係)

緩い検査における検査荷口を定める製造の期間

- 1 15日間
- 2 30日間(異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖並びに即席めんの場合に限る。)

別表9 (第4条関係)

- 1 連続した<u>10</u>回(異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖の場合に<u>あつて</u>は<u>15</u>回)の検査において不良品がないこと。
- 2 試料数の累計が<u>100</u>に達するに必要な回数の検査において不良品がないこと(異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖の場合を除く。)。

熟成ハム類、熟成ソーセージ類及び熟成ベーコン類についての検査方法の一部を改正する件 新旧対照表 ○熟成ハム類、熟成ソーセージ類及び熟成ベーコン類についての検査方法(平成8年1月22日農林水産省告示第68号)

(下線部分は改正部分)

改 īF. 改 īĒ. 前

熟成ハム類 熟成ソーヤージ類及び熟成ベーコン類についての検査方法

- 成8年1月22日農林水産省告示第67号)に定める生産行程についての検査により、生産の方法につ いての基準に合格したものを対象とする。
- 2 3 (略)
- 4 第1種檢查方法
- (1) 抽出の割合

(略)

		抽	出	個	数
検査荷口の大きさ	熟成ハム類ス	又は熟成べ	ーコン	熟成ソーセ	ージ類
	類				
(個)	(略)			(略)	
2-1, 300					
1, 301-3, 200					
3, 201-8, 000					
<u>8,001以上</u>					

(2) 検査に係る格付の基準

試料の単位体ごとに当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を行い、その結果、当該試料 の単位体の全てが当該日本農林規格に定める合格の標準に適合するときは、当該検査荷口の熟成 ハム類等を合格に格付する。

5 第2種検査方法への移行

4に定めるところにより検査を行った結果、その検査荷口の熟成ハム類等が連続して7回合格に 格付されたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に 係る格付の基準は、6に定めるところによるものとする。

- 6 第2種検査方法
- (1) 抽出の割合

5の規定により抽出の割合及び検査に係る格付の基準が6に定めるところによることとなった

熟成ハム類、熟成ソーセージ類及び熟成ベーコン類についての検査方法

- 1 検査は、熟成ハム類、熟成ソーセージ類及び熟成ベーコン類の生産行程についての検査方法(平 1 検査は、熟成ハム類、熟成ソーセージ類及び熟成ベーコン類の生産行程についての検査方法(平 成8年1月22日農林水産省告示第67号)に定める生産行程についての検査により、生産の方法 についての基準に合格したものを対象とする。
 - 2 検査は、抽出して行う。
 - 3 抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、4から7までに定めるところによる。
 - 4 第1種検査方法
 - (1) 抽出の割合

原料及び製造条件が同一と認められる同一品種の熟成ハム類、熟成ソーセージ類又は熟成ベー コン類(以下「熟成ハム類等」という)の1日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口か ら無作為に次の表の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従いそれぞれ同表の右欄に掲げる抽 出個数の熟成ハム類等を試料として抽出する。

	抽出	個 数
検査荷口の大きさ	熟成ハム類又は熟成ベーコン	熟成ソーセージ類
	類	
(個)	(個)	(個)
<u>2</u> − 1, 300	1	10
<u>1, 301-3, 200</u>	1	2
3, 201-8, 000	2	3
8,001以上	3	5

(2) 検査に係る格付の基準

試料の単位体ごとに当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を行い、その結果、当該試料 の単位体のすべてが当該日本農林規格に定める合格の標準に適合するときは、当該検査荷口の熟 成ハム類等を合格に格付けする。

5 第2種検査方法への移行

4に定めるところにより検査を行った結果、その検査荷口の熟成ハム類等が連続して7回合格に 格付けされたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査 に係る格付の基準は、6に定めるところによるものとする。

- 6 第2種檢查方法
- (1) 抽出の割合

5の規定により抽出の割合及び検査に係る格付の基準が6に定めるところによることとなった

熟成ハム類等で同一の品種群(熟成ハム類及び熟成ベーコン類又は熟成ソーセージ類の別をいう。)に属し、15日間に製造されたものの製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に1個の熟成ハム類等を試料として抽出する。

(2) 検査に係る格付の基準

試料につき当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を行い、その結果、当該試料が当該日本農林規格に定める合格の標準に適合するときは、その検査荷口の熟成ハム類等を合格に<u>格付</u>する。

7 第1種検査方法への移行

6に定めるところにより検査を行った結果、合格に<u>格付</u>されない検査荷口があったときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は4に定めるところによるものとする。

熟成ハム類等で同一の品種群(熟成ハム類及び熟成ベーコン類又は熟成ソーセージ類の別をいう。)に属し、<u>15</u>日間に製造されたものの製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に 1個の熟成ハム類等を試料として抽出する。

(2) 検査に係る格付の基準

試料につき当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を行い、その結果、当該試料が当該日本農林規格に定める合格の標準に適合するときは、その検査荷口の熟成ハム類等を合格に<u>格付け</u>する。

7 第1種検査方法への移行

6に定めるところにより検査を行った結果、合格に<u>格付け</u>されない検査荷口があったときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は4に定めるところによるものとする。

地鶏肉の生産行程についての検査方法の一部を改正する件 新旧対照表 ○地鶏肉の生産行程についての検査方法(平成12年11月9日農林水産省告示第1411号)

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(適用の範囲) 第1条 この検査方法は、 <u>日本農林規格等に関する法律</u> (昭和25年法律第175号) <u>第10条第2項</u> の規定による <u>認証</u> を受けた生産行程管理者及び同法 <u>第30条第2項</u> の規定による <u>認証</u> を受けた外国生産行程管理者等」と総称する。)が行う地鶏肉の生産行程についての検査に適用する。 (生産行程についての検査) 第2条 地鶏肉の生産行程についての検査は、当該 <u>認証生産行程管理者</u> 等が生産荷口(素びなの品種、飼育の始期及び飼育方法を同じくする鶏肉 <u>及び受け入れた地鶏肉</u> をいう。以下同じ。)ごとに、次に掲げるところにより行うものとする。 ー〜三 (略)	

手延べ干しめんの生産行程についての検査方法の一部を改正する件 新旧対照表 〇手延べ干しめんの生産行程についての検査方法(平成16年8月4日農林水産省告示第1470号)

(下線部分は改正部分)

改 īE. 後 改 īĒ. 前 (適用の範囲) (適用の範囲) 第1条 この検査方法は、日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)第10条第2項の規 第1条 この検査方法は、農林物資の規格化等に関する法律(昭和25年法律第175号)第14条 定による認証を受けた生産行程管理者及び同法第30条第2項の規定による認証を受けた外国生産行 第2項の規定による認定を受けた生産行程管理者及び同法第19条の3第2項の規定による認定を 程管理者(以下「認証生産行程管理者等」という。)が行う手延べ干しめんの生産行程についての 受けた外国生産行程管理者(以下「認定生産行程管理者等」という。)が行う手延べ干しめんの生 検査に適用する。 産行程についての検査に適用する。 (生産行程についての検査) (生産行程についての検査) 第2条 手延べ干しめんの生産行程についての検査は、当該認証生産行程管理者等が生産荷口(原料 | 第2条 手延べ干しめんの生産行程についての検査は、当該認定生産行程管理者等が生産荷口(原料 及び製造条件が同一と認められる手延べ干しめんをいう。以下同じ。)ごとに、次に掲げるところ 及び製造条件が同一と認められる手延べ干しめんをいう。以下同じ。)ごとに、次に掲げるところ により行うものとする。 により行うものとする。 一~三 (略) 一 当該生産荷口の生産行程の管理記録(生産に係る事業所の所在地、小麦粉に対する食塩水の配 合割合、手作業の行程及び熟成期間についての記録をいう。以下同じ。)の作成及び保管が適正 であることの確認 二 当該生産行程の管理記録が当該生産荷口に係るものであることの確認 三 当該生産荷口に係る生産の方法が手延べ干しめんの日本農林規格(平成16年6月18日農林水産 省告示第1189号) 第3条に規定する生産の方法についての基準に適合するか否かについての当該 生産行程の管理記録の調査による確認

定温管理流通加工食品の流通行程についての検査方法の一部を改正する件 新旧対照表 ○定温管理流通加工食品の流通行程についての検査方法(平成21年4月16日農林水産省告示第520号)

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
- 適用の範囲 この検査方法は、 <u>日本農林規格等に関する法律</u> (昭和25年法律第175号) <u>第10条第3項</u> の規定に よる <u>認証</u> を受けた流通行程管理者及び同法 <u>第30条第3項</u> の規定による <u>認証</u> を受けた外国流通行程管理者 (以下「 <u>認証流通行程管理者等</u> 」という。)が行う定温管理流通加工食品の流通行程についての検査に適用する。 こ 定温管理流通加工食品の流通行程についての検査 流通行程についての検査は、流通期間 (3か月を超えない期間であって、 <u>認証流通行程管理者等</u> が定めた一定の期間をいう。)ごとに次に掲げるところにより行うものとする。 (1)・(2) (略)	定による <u>認定</u> を受けた流通行程管理者及び同法 <u>第19条の3第3項</u> の規定による <u>認定</u> を受けた外国流通行程管理者(以下「 <u>認定流通行程管理者等</u> 」という。)が行う定温管理流通加工食品の流通行程についての検査に適用する。 二 定温管理流通加工食品の流通行程についての検査